住みよい暮らし・まちづくり

救急医療体制

福祉保健課（すこやかセンターくれ4階）　☎25－3524

平日の夜間、休日に急病やけがをしたときは、次のような初期・2次・3次の救急医療体制を整備しています。
普段から身近な医療機関をかかりつけ医とし、救急医療機関を利用する前に、かかりつけ医に相談しましょう。

呉市内の救急医療体制

<table>
<tr><th></th><th></th><th>夜　間</th><th>休日・祝日の昼間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">初期救急</td><td rowspan="2">比較的症状の軽い人</td><td>市医師会夜間救急センター
☎32－1299
内科夜間救急センター
（平日のみ）19:30～23:00
〔受付は22:40まで〕
小児夜間救急センター
（毎　　日）19:00～23:00
〔受付は22:40まで〕</td><td>市医師会休日急患センター
（内科・外科・小児科）☎32－1299
9:00～18:00
または在宅当番医（新聞の朝刊または「救急医療Net HIROSHIMA」HP www.qq.pref.hiroshima.jp で確認してください）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※外科的疾患や重症など、症状によっては当番の公的病院を紹介。
夜間救急センターでは、症状の程度により、23:00を大幅に超えて処置が必要な時は公的病院へ紹介する場合があります。</td></tr>
<tr><td>歯　　科</td><td></td><td>呉口腔保健センター☎25－4441
9:00～15:00</td></tr>
<tr><td>2次救急</td><td>入院や手術が必要な重症の人</td><td colspan="2">呉共済病院　☎22－2111
中国労災病院☎72－7171
済生会呉病院☎21－1601
救急告示医療機関
（後藤病院・呉中通病院・公立下蒲刈病院）
小児救急（2病院の輪番制）・中国労災病院・国立病院機構呉医療センター</td></tr>
<tr><td>3次救急</td><td>生命にかかわる特に症状の重い人</td><td colspan="2">国立病院機構呉医療センター（救命救急センター）☎23－1020</td></tr>
</table>

●県内の医療機関や、いま診てもらえる医療機関を探すには？
『救急医療 Net HIROSHIMA』

●市内の医療機関を探すには？
『市医師会ホームページ』
http://www.kure.hiroshima.med.or.jp/i/

※受診前に必ず電話で受診可能かどうかを確認してください。

夜間に子どもが病気になったときに…

すぐに受診させた方がいいか？
翌朝まで待ってもいいか？　判断に迷ったら…
こどもの救急電話相談（＃8000）へ。
365日（19:00～翌朝8:00）へ。
（携帯電話からも利用できます。）

●看護師等が電話で対応します。

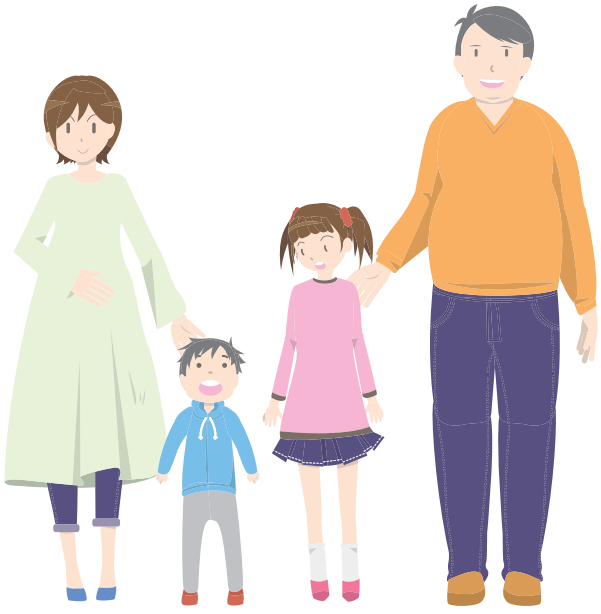

防災・安全

西消防署　☎26－0333　東消防署　☎74－8903
音戸消防署　☎26－0343

● 火災・救急などの通報要領（消防局119）

火災や急病人が発生したときには早い通報、早い処置が大切な生命や財産を守ることにつながります。正確な住所と事故の内容をあわてず落ち着いて通報しましょう。（指令員の質問に答えてください。）

①「火事です。」または「救急です。」とはっきり伝える。
②住所を正しく伝える。
例えば「呉市中央3丁目1番34号の消防太郎です。」
「呉市中央の呉市消防局西側の交差点です。」
③火災、事故等の状況をわかりやすく伝える。
例えば「バイクと車が衝突して、20歳ぐらいの男性が足から出血しています。」
「木造の納屋が燃えています。」

高齢者の人は緊急通報装置、聴覚障害などがある人へのファクス通報や携帯電話のメール通報の手段もあります。
ファクス通報、メール通報の申込
消防局通信指令課（☎26－0119）
災害情報　消防局テレホンガイド（☎21－0119）

救急車の正しい利用について

呉市の救急車の出動は、平成25年に10,526件で、そのうち、軽症者の搬送率は約24％でした。緊急性がないのに救急車を呼ぶと、一刻を争う人への出動が遅れることがあります。

救急車の正しい利用に協力をお願いします。傷病者の様子などから、急いで病院へ搬送した方がよいと思ったときは迷わずに119番通報してください。

応急手当講習会

心肺蘇生法・止血法・AEDなどの講習です。講習予定日の1週間前までに各消防署へ。

＜普通救命講習（無料・修了証交付）＞
心肺蘇生法・止血法・AEDの講習
日時　毎月第2・第4土曜日　9:00～12:00
場所　第2土曜日　西消防署（中央3丁目）
　　第4土曜日　防災センター（広古新開2丁目）

＜応急救護講習（無料・修了証なし）＞
普通救命講習に比べ短時間の入門者向けの講習
日時　毎月第1・第3土曜日　9:00～11:00
場所　第1土曜日　西消防署（中央3丁目）
　　第3土曜日　防災センター（広古新開2丁目）

たき火などの届出

草焼きなどたき火をするときは、火災とまぎらわしいため、お近くの消防署か出張所に届け出てください。

西消防署	☎26－0334
狩留賀出張所	☎26－0316
昭和出張所	☎26－0317
南出張所	☎26－0319
東消防署	☎74－8904
阿賀北出張所	☎74－8917
郷原出張所	☎74－8918
仁方出張所	☎74－8916
川尻出張所	☎74－8919
安浦出張所	☎74－8920
蒲刈出張所	☎74－8921
大崎下島出張所	☎74－8910
音戸消防署	☎26－0344
倉橋出張所	☎26－0340

防災センター　広古新開2丁目　☎74－1310

119番通報・地震・消火などの体験ができます。無料。団体見学はご連絡ください（個人見学は自由）。
開館時間　9:00～17:00
休館日　毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）

住宅用火災警報器の設置

平成23年6月1日から全ての住宅で義務となっています。住宅用火災警報器は、命を守る大切な機器です。
「いざ」というときにきちんと作動するように、日頃からお手入れや点検をしましょう。

■火災のとき
大声で周りに火災を知らせ、119番通報をしましょう。
可能なら消火を行ってください。
消火が難しそうな場合は、速やかに避難して下さい。

▼ 広告 ▼

■火災ではないとき

火災以外の湯気や煙などを感知して警報が鳴った時は、警報音停止ボタンを押す、ひもがついているタイプのものはひもを引く、もしくは、室内の換気をすると警報音は止まり、通常の状態に戻ります。

※チェック

●台所でよく鳴る…

煙や湯気が直接かからない場所に警報器の場所を変えるか、熱式の警報器に取り換えて下さい。

正常に作動するか、月に1回点検しましょう。

■お手入れをしましょう

警報器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布でふき取りましょう。特に、台所に取り付けた警報器は、油や煙などにより汚れがつくことがあります。布に水やせっけん水を浸し、十分絞ってから汚れをふき取って下さい。

■テストをしましょう

テストは、ボタンを押したり、ひもがついているタイプのものは、ひもを引いて行えます。詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください。

※チェック

●音が鳴らない…

・電池はきちんとセットされていますか？
・電池切れではありませんか？
・それでも鳴らない場合は、故障が考えられます。取扱説明書をご確認下さい。

相談については、各消防署でお受けします。

消防団

消防団本部　☎26－0305

消防団は、本業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守る人たちが集まる消防機関の一つです。団員は、平常時に訓練を行い、災害時に消火活動、警戒巡視、災害防御活動、さらには応急手当の普及、防火指導、広報活動なども行うもので、団員を募集しています。

こんなときには連絡を

内容	連絡先
避難に関すること	消防局 警防課 危機管理室 ☎26－0315
自主防災組織の結成・育成に関すること	消防局 予防課 予防係 ☎26－0323
道路・河川に関すること	土木課 ☎25－3352
急傾斜地に関すること	土木課 ☎25－3356
農林道・ため池に関すること	農林整備課 ☎25－3322
家の崖の点検について	都市計画課 ☎25－3369
土砂災害危険箇所の確認	www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp
気象・雨量情報	www.bousai.pref.hiroshima.jp
気象情報（携帯電話）	www.bousai.pref.hiroshima.jp/i/

呉市防災情報メール配信サービス

呉市防災情報メール配信サービスは、市民の皆さんの防災対策などに役立てていただくため、災害時に緊急で重要な防災情報を、携帯電話やパソコンに、メールで配信するサービスです。

携帯電話またはパソコンから、空メールを「ans@bousai-kure.jp」へ

QRコード

がけ地の防災工事への融資

土木課（市役所6階）☎25－3351

角度30度以上、高さが2mを超えるがけの復旧・防災工事に必要な資金を取扱金融機関から融資します（呉市が利子補てんします）。着工前にご相談ください。

避難サイレンの鳴り方

◆避難準備信号（災害のおそれがあります）

◆避難指示信号

（家のまわりを確かめて、近くの避難所などへ避難してください）

防災行政無線テレホンサービス

☎0180－998904（キクハクラシ）

防災行政無線から放送した最新情報を電話で確認できるサービスです。（※通話料がかかります。）

【注意】

1　確認できる情報は、最新の放送のみです。
2　各市民センター（合併町）からの放送については、緊急情報のみ確認できます。
3　ほかの人が、サービスを利用しているときに電話すると、録音内容の途中から再生されます。
4　録音内容は、新たな情報が録音されるか、録音後12時間を経過すると再生されません。
5　次の電話からは、利用することができませんので、ご注意ください。
　・050の電話番号から始まるIP電話（NTT東西ひかり電話は利用可能です。）
　・PHS
　・NTTドコモ以外のプリペイド式携帯電話

（問）総務課（市役所4階）　☎25－3565

呉消防マスコットキャラクター「フォーエールくん」

くじらの「ホエール」と呉消防の4つのエール（愛・絆・情熱・希望）を掲げたものです。

指定緊急避難場所・指定避難所の区分

区　分	用　途	主な指定場所等
広域避難場所	・地震等による火災が拡大し、輻射熱や煙による二次災害の危険から住民の安全を確保する場所。 ・周囲が火災で包囲されても安全な場所で、多数の住民を収容できる面積がある場所。	公園、グラウンドなど
一時避難施設	・洪水、高潮、津波などの災害時の危険を回避するために、住民、滞在者などが中・高層建物の屋内・屋上・廊下などに一時的に避難する施設。 ・鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造などの堅ろうな中・高層建物。	学校、立体駐車場など
一時避難場所	・地震等による危険を回避するために、一時的に避難する場所、又は公共交通機関が回復するまで帰宅困難者が待機する場所（火災状況によっては広域避難場所等に移動実施）。 ・空き地等で、多数の住民を収容できる面積がある場所。	グラウンドなど

区　分	用　途	主な指定場所等
拠点避難所	・地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。	小学校、中学校など
準拠点避難所	・拠点避難所で避難者を収容できない場合に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。 ・災害種別や規模などによっては、拠点避難所と同様に開設する。	中学校、高等学校、大学など
福祉避難所	・要配慮者のうち特別な配慮を要する者が、一時的に滞在する建物。 ・一般的な避難所（拠点避難所、準拠点避難所及び地域避難所）や準福祉避難所では避難生活が困難となった場合に開設し、特別な配慮を要する要配慮者を移送する。	老人福祉施設、障害者支援施設など
準福祉避難所	・要配慮者のうち軽度な者が、必要な間又は一時的に滞在する建物。 ・拠点避難所などでの避難生活が困難になった場合に軽度な要配慮者を移送する。	まちづくりセンターなど
地域避難所	・地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、災害種別や規模などに応じて地域等で自主的に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。 その後、避難者を必要に応じて拠点避難所又は準拠点避難所などに移送する。	自治会館、集会所、コミュニティセンターなど

※自治会、自主防災組織等により避難所を開設した場合には、消防局警防課危機管理室、各市民センター等に連絡してください。
※災害種別　地…地震、土…土砂、津…津波、高…高潮、洪…洪水
※○、②（２階以上）、③（３階以上）が避難できる場所です。

指定緊急避難場所・指定避難所の情報

平成26年5月31日現在

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
中央	広域避難場所	市民広場	○	-	○	-	-
		中央公園	○	-	○	-	-
		二河公園多目的グラウンド	○	-	○	-	-
		二河野球場	○	-	○	-	-
	一時避難施設	呉駅西共同ビル	-	-	③	○	○
		呉中央桟橋ターミナル	-	-	③	②	○
		折本マリンビル　３号館	-	-	③	○	○
		ゆめタウン呉	-	-	③	○	○
		バブコック日立（株）呉事業所	-	-	③	○	○
		広島ガス不動産呉ビル	-	-	③	○	○
		消防局	-	-	○	○	○
		蔵本駐車場	-	-	③	○	○
		呉地方合同庁舎（立体駐車場）	-	-	③	○	○
		呉中央小学校（管理棟、教室棟）	-	-	○	○	○
		両城小学校（第１校舎）	-	-	③	○	②
		両城小学校（第２校舎、第３校舎）	-	-	③	○	②
		スーパーＯＺ	-	-	③	○	○
	一時避難場所	呉中央小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		呉中央中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		港町小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		呉三津田高等学校グラウンド	○	-	○	-	-
		荘山田小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		長迫小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		東畑中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		片山中学校グラウンド	○	-	○	-	-

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
中央	一時避難場所	本通小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		明立小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		両城小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		両城中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		和庄小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		和庄中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	辰川会館（旧辰川小学校（体育館））	-	-	-	○	○
		呉中央小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		呉中央中学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		港町小学校（体育館、教室）	-	②	-	○	○
		山手１丁目集会所	○	○	○	○	○
		長迫小学校（体育館、教室）	-	②	-	○	○
		東畑中学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		片山中学校（体育館、教室）	-	○	-	○	○
		本通小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		明立小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		両城小学校（体育館、教室）	○	○	③	○	②
		和庄小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
	準拠点避難所	スポーツ会館	○	○	○	○	○
		つばき会館	○	○	○	○	○
		呉市体育館	-	○	-	○	○
		呉三津田高等学校（体育館）	○	○	○	○	○
		荘山田小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		中央図書館	○	○	③	○	○
		畑老人集会所	-	○	-	○	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
中央	準拠点避難所	福祉会館	○	○	○	○	○
		両城中学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		和庄中学校（体育館、教室）	-	②	-	○	○
	福祉避難所	介護老人保健施設　かがわ	-	-	-	-	-
		呉ベタニアホーム	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設 メディケア・くれ	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設 ほほえみ呉中央	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設 グリーン三条	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設 呉中央コスモス園	-	-	-	-	-
		嶺南荘	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	二川まちづくりセンター	○	○	-	②	○
	地域避難所	三条集会所	○	○	③	○	②
		山の手会館	-	-	-	○	○
		新宮町自治会館	○	○	○	○	○
		正円寺	-	○	-	○	○
		川原石集会所	-	○	-	○	○
		惣付ふれあい集会所	○	-	○	○	○
		東愛宕アパート集会室	-	-	-	○	○
		内神自治会館	-	-	-	○	○
		明西寺	-	○	-	○	-
		和庄集会所	-	○	-	○	○
吉浦	広域避難場所	吉浦運動場	○	-	○	-	-
	一時避難場所	吉浦小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		吉浦中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		落走小学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	吉浦小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		落走小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
	準拠点避難所	吉浦中学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		海上保安大学校（体育館）	○	○	○	-	○
	福祉避難所	特別養護老人ホーム　かるが	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	吉浦まちづくりセンター	○	○	③	②	○
	地域避難所	吉浦集会所	-	②	-	○	○
		勝法寺	-	○	-	-	○
		誓光寺	-	-	-	○	○
		落走集会所	-	-	-	○	○
警固屋	広域避難場所	警固屋公園多目的広場	○	-	○	-	-
	一時避難場所	（旧）鍋小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		警固屋小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		警固屋中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	警固屋体育館	○	○	○	○	○
		警固屋中学校（体育館、教室）	○	②	③	○	○
	準拠点避難所	警固屋小学校（体育館、教室）	○	②	③	○	○
	福祉避難所	初音の家	-	-	-	-	-
		養護老人ホーム　呉清光園	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム　常楽園	-	-	-	-	-
		養護老人ホーム　呉保生院	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	警固屋まちづくりセンター	○	○	○	○	○
	地域避難所	みはらし荘	-	○	-	○	○
		警固屋9丁目アパート集会所	-	-	-	○	○
		見晴説教場	-	-	-	○	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
警固屋	地域避難所	法晃寺	-	-	-	○	○
		法正寺	-	-	-	○	○
		満行寺	-	-	-	○	○
		警固屋集会所（警固屋支所）	○	②	-	○	○
阿賀	一時避難施設	阿賀小学校（校舎）	-	-	③	②	②
		広島県呉高等技術専門校 （管理棟、実習棟）	-	-	③	②	②
		阿賀駅前駐車場	-	-	③	②	②
		広島文化学園大学 阿賀キャンパス（本館）	-	-	③	②	②
		広島県豊栄住宅	-	-	③	②	②
		阿賀駅前複合ビル西棟（駐車場）	-	-	③	②	②
	一時避難場所	延崎小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		（旧）大入小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		阿賀小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		国立呉工業高等専門学校 グラウンド	○	-	-	-	-
		広島文化学園大学 阿賀キャンパスグラウンド	○	-	-	-	-
		阿賀中学校グラウンド	○	-	-	-	-
		呉高等学校グラウンド	○	-	-	-	-
		原小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		呉工業高等学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	延崎小学校（体育館）	-	②	-	○	○
		（旧）大入小学校（教室）	-	-	-	○	○
		阿賀小学校（体育館、教室）	○	○	③	②	②
		原小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
	準拠点避難所	阿賀中学校（体育館、教室）	○	○	-	②	③
		呉工業高等学校（体育館）	-	-	-	○	○
		呉高等学校（体育館、教室）	○	○	-	②	③
		広島文化学園大学 阿賀キャンパス（体育館）	○	○	③	②	②
		国立呉工業高等専門学校 （体育館）	-	○	-	-	-
	福祉避難所	介護老人保健施設　なごみ	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設　あおやま	-	-	-	-	-
		ケアハウス　花みずき	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設 阿賀コスモス園	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	阿賀まちづくりセンター	○	②	③	②	②
	地域避難所	阿賀集会所	-	○	-	②	②
		冠崎集会所	○	②	○	○	○
		冠崎説教場	-	-	-	○	○
		称名寺	○	-	○	○	○
		情島小学校（校舎）	○	-	○	○	○
		西光寺	-	-	-	○	○
		大誠寺	-	-	-	○	○
		大入老人集会所	-	②	-	②	○
広地区	広域避難場所	広公園	○	-	-	-	-
広（西部）	一時避難施設	東消防署・防災センター	-	-	③	○	○
		横路小学校（南校舎）	-	-	③	○	③
		横路小学校（北校舎）	-	-	③	○	③
		横路中学校（校舎）	-	-	③	○	③
		横路中学校（西校舎）	-	-	③	○	③
		広島国際大学呉キャンパス１号館	-	-	③	○	②
		広島国際大学呉キャンパス２号館	-	-	③	○	②
		広島国際大学呉キャンパス３号館	-	-	③	○	②
		広島国際大学呉キャンパス４号館	-	-	③	○	②

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
広(西部)	一時避難施設	広島国際大学呉キャンパス5号館	-	-	③	○	②
		広島国際大学呉キャンパス6号館	-	-	③	○	②
		クリーンセンターくれ	-	-	③	②	○
		ゴッド・広中央パーキング	-	-	③	○	○
	一時避難場所	横路小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		横路中学校グラウンド	○	-	-	-	-
		呉商業高等学校グラウンド	○	-	-	-	-
		広島国際大学呉キャンパスグラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	横路小学校(体育館、教室)	○	○	③	○	③
	準拠点避難所	横路中学校(体育館、教室)	○	-	③	○	③
		呉商業高等学校(体育館)	-	○	-	○	②
		広島国際大学呉キャンパス(体育館)	-	○	-	○	-
	福祉避難所	特別養護老人ホーム　延寿荘	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	広まちづくりセンター	○	○	③	○	○
	地域避難所	南横路自治会館	-	-	-	○	-
		教法寺	-	○	-	○	-
		広西集会所	○	②	○	○	-
広(東部)	一時避難施設	広小学校(第一校舎)	-	-	③	○	②
		広小学校(第二校舎)	-	-	③	○	②
		広小学校(第三校舎)	-	-	③	○	②
		白岳小学校(校舎)	-	-	③	○	②
		白岳小学校(東西校舎)	-	-	③	○	②
		白岳中学校(校舎)	-	-	③	○	②
		白岳中学校(特別教室)	-	-	③	○	②
	一時避難場所	オークアリーナ(駐車場)	○	-	-	-	-
		広高等学校グラウンド	○	-	-	-	-
		広小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		広中央中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		白岳小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		白岳中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	広小学校(体育館、教室)	○	○	③	○	②
		広中央中学校(体育館、教室)	○	-	○	○	②
		白岳小学校(体育館、教室)	○	○	③	○	②
		白岳中学校(体育館、教室)	○	○	③	○	②
	準拠点避難所	オークアリーナ	○	○	-	○	②
		広会館	-	②	-	○	②
		広高等学校(体育館)	○	○	-	○	-
	福祉避難所	介護老人保健施設　パナケイア	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム　成寿園	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設　成寿園	-	-	-	-	-
	地域避難所	広中央老人集会所	-	○	-	○	②
		広白岳3丁目自治会館	-	-	-	○	○
		善通寺支坊	○	○	○	○	②
		日新製鋼白岳寮	-	○	-	○	②
広(南部)	一時避難場所	(旧)小坪小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		広南小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		広南中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	(旧)小坪小学校(体育館)	-	-	-	○	○
		広南小学校(体育館、教室)	-	②	-	②	○
	準拠点避難所	広南中学校(体育館、教室)	○	②	③	②	○
	地域避難所	㈱ミツトヨ小須磨恵光荘	-	○	-	○	○
		広津久茂自治会館	-	-	-	○	○
		住蓮寺	-	-	-	○	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
広(南部)	地域避難所	小坪集会所	○	-	○	○	○
		専徳寺	-	-	-	○	○
		長浜老人集会所	-	○	-	②	○
		東小坪自治会館	○	○	○	○	○
		名田説教場	-	-	-	○	-
広(北部)	一時避難場所	三坂地小学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	三坂地小学校(体育館、教室)	○	②	○	○	②
		石内老人集会所	-	②	-	○	○
	地域避難所	広北ふれあい集会所	○	②	○	○	-
		徳丸自治会館	-	-	-	○	○
仁方	一時避難施設	仁方中学校(校舎)	-	-	③	②	○
	一時避難場所	仁方小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		仁方中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	皆実会館	-	②	-	○	○
		仁方小学校(体育館、教室)	○	○	③	②	○
		仁方中学校(体育館、教室)	○	②	③	②	○
	福祉避難所	仁風園	-	-	-	-	-
		障害者支援施設　仁方	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	仁方まちづくりセンター	○	○	○	②	○
	地域避難所	戸田自治会館	-	-	-	○	○
		実相院	-	○	-	○	○
		浄徳寺	-	-	-	○	○
		仁方大歳自治会館	○	-	○	○	○
		仁方老人集会所	-	○	-	②	○
		東側自治会館	-	-	-	○	○
		八岩華神社	-	○	-	○	○
宮原	一時避難場所	宮原小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		宮原中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		呉宮原高等学校グラウンド	○	-	○	-	-
		清水ヶ丘高等学校グラウンド	○	-	○	-	-
		坪内小学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	宮原小学校(体育館、教室)	○	○	○	○	○
		宮原中学校(体育館、教室)	○	②	○	○	○
		坪内小学校(体育館、教室)	○	②	○	○	○
	準拠点避難所	呉宮原高等学校(体育館)	○	②	○	○	○
		清水ヶ丘高等学校(体育館)	-	○	-	○	○
	福祉避難所	ときわ呉	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	宮原まちづくりセンター	○	②	○	○	○
	地域避難所	休谷ホーム	○	②	○	○	○
		宮原集会所(宮原支所)	-	○	-	○	○
		宮原老人集会所	-	-	-	○	○
		正円寺	-	○	-	○	○
天応	一時避難施設	天応小学校(校舎)	-	-	③	②	○
	一時避難場所	天応小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		天応中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	天応中学校(体育館、教室)	○	②	○	○	○
	準拠点避難所	天応小学校(体育館、教室)	○	○	③	②	○
	福祉避難所	ライフサポートてんのう	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	天応まちづくりセンター	○	○	○	②	○
	地域避難所	天応ふれあい集会所	○	○	○	②	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
天応	地域避難所	天応西いきいきライフホーム	○	-	○	○	○
		福浦集会所	-	-	-	-	○
昭和	広域避難場所	焼山公園	○	-	○	-	-
		野外活動センター	○	-	○	-	-
	一時避難場所	昭和市民センター駐車場	○	-	○	-	-
		昭和西小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		昭和中央小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		昭和中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		昭和東小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		昭和南小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		昭和北小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		昭和北中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	昭和西小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		昭和中央小学校（体育館、教室）	○	-	○	○	○
		昭和東小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		昭和南小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		昭和北中学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		昭和体育館	○	○	○	○	○
	準拠点避難所	呉昭和高等学校（体育館）	○	-	○	○	○
		昭和中学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		昭和北小学校（体育館、教室）	-	○	-	○	○
	福祉避難所	特別養護老人ホーム　温養院	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム コスモス園	-	-	-	-	-
		介護老人保健施設　コスモス園	-	-	-	-	-
		呉広風園	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム　後楽荘	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム　栃ノ木荘	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	昭和まちづくりセンター	○	○	○	○	○
		昭和東まちづくりセンター	-	○	-	○	○
	地域避難所	円福寺	-	○	-	○	○
		押込集会所	○	○	○	○	○
		呉二河峡ゴルフセンター	-	-	-	○	○
		桜ケ丘老人集会所	-	-	-	○	○
		昭和西ふれあい集会所	○	②	○	○	○
		昭和中央集会所	○	○	○	○	○
		昭和南いきいきライフホーム	○	-	○	○	○
		神山集会所	○	-	○	○	○
		第３団地老人集会所	-	-	-	○	○
		道心寺礼拝堂	-	-	-	○	○
		栃原自治会館	○	-	○	○	○
		苗代自治会館	○	○	○	○	○
郷原	広域避難場所	グリーンヒル郷原	○	-	○	-	-
		総合スポーツセンター	○	-	○	-	-
	一時避難場所	郷原小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		郷原中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	郷原小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		郷原中学校（体育館、教室）	○	-	○	○	○
	福祉避難所	生活介護センター　たまご	-	-	-	-	-
		野呂山学園	-	-	-	-	-
		デイセンター　のろさん	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム　郷原の里	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム あすらや荘	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	郷原まちづくりセンター	○	○	○	○	○
	地域避難所	グリーンヒル郷原	○	②	○	○	○
		浄光寺	-	○	-	○	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
下蒲刈	一時避難場所	下蒲刈小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		下蒲刈中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	下蒲刈小学校（体育館、教室）	○	②	③	②	○
		下蒲刈中学校（体育館、教室）	○	②	○	②	○
	準福祉避難所	下蒲刈まちづくりセンター	○	②	③	○	○
	地域避難所	下蒲刈支所	○	○	○	○	○
		下蒲刈農村環境改善センター	○	-	-	○	○
		正念寺	-	②	-	②	○
		大地蔵集会所	○	-	-	-	○
川尻	広域避難場所	川尻グラウンド	○	-	-	-	-
	一時避難施設	川尻中学校（校舎）	-	-	③	②	○
	一時避難場所	川尻小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		川尻中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	川尻小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		川尻中学校（体育館、教室）	○	○	③	○	○
	福祉避難所	特別養護老人ホーム　恵の海	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	川尻まちづくりセンター	○	○	③	○	○
	地域避難所	かわじり中央会館	-	○	-	○	○
音戸	広域避難場所	大浦崎スポーツセンター	○	-	-	-	-
	一時避難場所	（旧）奥内小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		音戸高等学校グラウンド	○	-	○	-	-
		音戸小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		音戸中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		音戸西中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		（旧）早瀬小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		（旧）田原小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		（旧）渡子小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		波多見小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		明徳中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	（旧）奥内小学校（体育館）	-	○	-	○	○
		音戸小学校（体育館、教室）	○	○	③	②	○
		音戸中学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		（旧）早瀬小学校（体育館）	-	-	-	○	○
		波多見小学校（体育館、教室）	○	○	③	○	○
		明徳中学校（体育館、教室）	-	②	-	○	○
	準拠点避難所	音戸高等学校（体育館）	○	-	○	○	○
		大浦崎体育館 （大浦崎スポーツセンター）	○	○	-	○	○
	福祉避難所	特別養護老人ホーム あかさき園	-	-	-	-	-
		ルネッサンス・デイサービス 音戸	-	-	-	-	-
		夕霧の家	-	-	-	-	-
		朝顔の家	-	-	-	-	-
		老人保健施設　さざなみ苑	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	音戸まちづくりセンター	○	○	③	○	○
	地域避難所	せとぎん会館	○	②	-	②	○
		引地区集会所	○	○	-	-	○
		高須集会所	-	○	-	○	○
		先奥区自治会館	-	○	-	②	○
		早瀬パブリックセンター	○	○	-	○	○
		大浦崎会館 （大浦崎スポーツセンター）	○	○	-	○	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
音戸	地域避難所	坪井区自治会館	-	○	-	○	○
		田原保健福祉活動センター	○	○	-	○	○
		渡子区自治会館（旧渡子小学校）	○	②	-	○	○
		藤脇憩いの家	-	○	-	○	○
		南隠渡区集会所	-	○	-	②	○
		波多見コミュニティセンター	○	○	-	○	○
		畑区自治会館	-	○	-	○	○
		北隠渡区集会所	○	○	-	②	○
		有清区自治会館	-	○	-	○	○
倉橋	一時避難場所	宇和木社会教育施設グラウンド	○	-	-	-	-
		鹿島社会教育施設グラウンド	○	-	○	-	-
		鹿老渡社会教育施設グラウンド	○	-	-	-	-
		須川社会教育施設グラウンド	○	-	-	-	-
		倉橋小中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		（旧）倉橋小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		（旧）倉橋西中学校グラウンド	○	-	○	-	-
		（旧）倉橋東小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		（旧）倉橋東中学校グラウンド	○	-	-	-	-
		（旧）尾立小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		明徳小学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	倉橋小中学校（体育館、教室）	-	②	-	○	○
		（旧）倉橋小学校（体育館、教室）	-	○	-	○	○
		（旧）倉橋東小学校（体育館、教室）	-	○	-	○	○
		（旧）尾立小学校（体育館、教室）	-	-	-	○	○
		明徳小学校（体育館、教室）	-	○	-	○	○
	準拠点避難所	鹿島社会教育施設	-	-	-	-	○
		鹿老渡社会教育施設	-	○	-	-	○
		桂浜ふれあいセンター	○	②	○	○	○
		（旧）倉橋西中学校（体育館、教室）	-	-	-	○	○
		倉橋体育館	○	②	○	○	○
	福祉避難所	ルネッサンス瀬戸内	-	-	-	-	-
		常夏の家	-	-	-	-	-
		蛍の家	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム たちばな苑	-	-	-	-	-
		障害者支援施設　倉橋の里	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	倉橋まちづくりセンター 釣士田分館	-	②	-	○	○
	地域避難所	宇和木社会教育施設	-	○	-	○	○
		宇和木老人集会所	○	-	○	○	○
		海越生活改善センター	-	②	-	-	○
		才ノ木老人集会所	-	○	-	-	○
		鹿島下老人集会所	-	○	-	-	○
		鹿島瀬戸コミュニティホーム	○	②	○	○	○
		鹿島中コミュニティホーム	○	-	○	○	○
		鹿島中老人集会所	-	-	-	-	○
		重生コミュニティホーム	-	-	-	-	○
		重生生活改善センター	-	-	-	○	○
		須川社会教育施設	○	-	-	-	○
		西宇土老人集会所	○	-	○	○	○
		石原老人集会所	○	○	-	-	○
		倉橋東センター	○	○	-	○	○
		大向老人集会所	-	-	-	○	○
		大迫コミュニティホーム	-	-	-	-	○
		長谷老人集会所	-	○	-	○	○
		灘コミュニティホーム	○	-	-	○	○
		農業技術拠点センター	○	○	③	②	○
		尾曽郷老人集会所	○	-	-	-	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
倉橋	地域避難所	尾立生活改善センター	-	○	-	②	○
蒲刈	広域避難場所	恵みの丘蒲刈	○	-	○	-	-
	一時避難場所	（旧）蒲刈小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		蒲刈小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		蒲刈中学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	蒲刈小学校（体育館、教室）	○	②	○	②	○
		大浦集会所（旧蒲刈小学校）	-	-	-	○	○
	準拠点避難所	蒲刈中学校（体育館、教室）	○	②	○	②	○
	準福祉避難所	蒲刈市民センター	○	○	-	○	○
	地域避難所	蒲刈町開発総合センター	-	②	-	②	○
		向清水集会所	○	-	○	○	○
安浦	広域避難場所	安登公園	○	-	○	-	-
		安浦中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	一時避難施設	安浦中学校（校舎）	-	-	③	○	②
		内海小学校（南校舎）	-	-	○	○	②
		内海小学校（北校舎）	-	-	○	○	②
	一時避難場所	（旧）野路東小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		安登小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		三津口小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		内海小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		（旧）野路中切小学校グラウンド	○	-	○	-	-
	拠点避難所	（旧）野路東小学校（体育館）	○	○	○	○	○
		安浦中学校（体育館、教室）	○	○	③	○	②
		安登小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	○
		三津口小学校（体育館、教室）	○	②	○	○	○
		内海小学校（体育館、教室）	○	○	○	○	②
		（旧）野路中切小学校（体育館）	○	-	○	○	○
	福祉避難所	介護老人保健施設 葵の園・安浦	-	-	-	-	-
		特別養護老人ホーム　春華園	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	安浦まちづくりセンター	○	○	③	○	②
	地域避難所	コミュニティいちざこ	○	○	○	○	○
		塩谷自治会館	-	○	-	○	○
		奥条自治会館	○	-	○	○	○
		岡谷自治会館	○	○	○	○	○
		原畑集会所	○	○	○	○	○
		向野原自治会館	○	○	○	○	○
		三津口憩の家	-	○	-	②	○
		三津口西自治会館	○	○	-	○	-
		市原集会所	○	○	○	○	○
		女子畑自治会館	○	○	○	○	○
		小田野原自治会館	-	○	-	○	○
		水尻集会所	○	○	○	○	○
		晴海園自治会館	○	○	-	○	-
		赤向坂自治会館	○	○	○	○	○
		跡条自治会館	○	-	○	○	○
		大谷自治会館	○	○	○	○	○
		中央ハイツ自治会館	○	○	○	○	○
		藤木自治会館	-	○	-	○	○
		内海南自治会館	○	○	-	②	②
		内平自治会館	○	○	○	○	○
		日之浦自治会館	○	○	○	○	○
		老人福祉センター安浦内海会館	○	○	③	○	②
		中畑自治会館	-	-	-	○	○

地区名	避難所別	施設名	災害種別				
			地	土	津	高	洪
安浦	地域避難所	中切自治会館	○	-	○	○	○
		内海北自治会館	○	-	○	○	○
		安浦会館	-	○	-	○	○
		子之浦自治会館	○	-	-	-	○
豊浜・豊	広域避難場所	豊浜グラウンド	○	-	○	-	-
豊浜	一時避難場所	(旧)豊島小学校グラウンド	○	-	○	-	-
		豊浜中学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	豊浜中学校(体育館、教室)	○	②	③	②	○
	準拠点避難所	(旧)豊島小学校(体育館、教室)	○	②	○	○	○
		豊浜体育館	○	○	○	○	○
	準福祉避難所	豊浜まちづくりセンター豊島分館	○	②	○	②	○
		豊浜まちづくりセンター	○	○	-	②	○
	地域避難所	斎島集会所	○	○	-	-	○
		山崎集会所	-	-	-	○	○
		大浜集会所	○	②	○	○	○
		内浦集会所	-	○	-	②	○
		立花集会所(農業構造改善センター)	-	②	-	○	○
豊	一時避難場所	久比コミュニティセンターグラウンド	○	-	○	-	-
		豊スポーツセンターグラウンド	○	-	-	-	-
		豊まちづくりセンターグラウンド	○	-	-	-	-
		(旧)豊小学校グラウンド	○	-	-	-	-
		豊小学校グラウンド	○	-	-	-	-
	拠点避難所	(旧)豊小学校(体育館、教室)	-	②	-	○	○
	準拠点避難所	豊スポーツセンター	-	②	-	②	○
		豊小学校(体育館、教室)	○	○	-	-	○
	福祉避難所	特別養護老人ホーム　豊寿園	-	-	-	-	-
		ゆたかデイサービスセンター	-	-	-	-	-
		若葉作業所	-	-	-	-	-
	準福祉避難所	豊まちづくりセンター	○	○	-	②	○
	地域避難所	沖友コミュニティセンター	○	②	○	○	○
		久比コミュニティセンター	○	○	○	○	○
		久比東コミュニティセンター	○	○	○	○	○
		御手洗集会所	○	○	-	-	○
		三角集会所	-	②	-	○	○

● 防犯・交通安全

地域協働課(市役所1階)　☎25−3221

交通安全

原則、毎月1のつく日(1日、11日、21日(土、日曜・祝日は翌登校日))は、呉市の交通安全日です。

交通安全推進委員などが、各地区で街頭指導や広報活動を行っています。皆さんのご協力をお願いします。

また、交通安全に関するビデオやDVDの貸出しもありますので、ご利用ください。

交通安全教室や、防犯パトロールに関する相談：地域協働課(市役所1階)　☎25−3221

警察安全相談

犯罪等による被害の未然防止、県民生活の安全に関する相談を相談員や警察官がお受けします。

毎週月〜金曜日(祝日、振替休日を除く)
8:30〜17:00

呉警察署　警察安全相談係　☎29−0110
広警察署　警察安全相談係　☎75−0110
音戸警察署　警察安全相談係　☎51−0110

市道や公園

市道の陥没・カーブミラーの異常：土木課(市役所6階)
☎25−3352
道路照明：土木課(市役所6階)　☎25−3375
公園内の遊具などの施設の異常：公園緑地課(市役所6階)
☎25−3207

呉市防犯ステッカー
地域での「あいさつ運動」や、夜間の「一家一事業所点灯運動」にご協力ください。

住まい・駐車場

それぞれの課へお問い合わせください

● 都市計画

都市計画課（市役所7階）　☎25－3366

住居表示

住居表示変更証明書（無料）

住居表示の実施に伴い、「○○町○○番地」から「○○町○番○号」に変更になった人について、その変更を証明します。

申請

住居表示実施前の住所・実施後の住所を確認して、都市計画課か各支所へ。郵送希望の場合は、申請書（ホームページからダウンロード可）と切手を貼った返信用封筒を都市計画課へ送ってください。

新築届

住居表示実施区域では、住居表示（○○町○番○号）を使用しなければなりません。住居表示番号は、新築（建て直しも含む）等の建物が、完成するころに市役所へ届け出ていただき決定します。

必要な書類

新築届・建物に関する図面（位置図、公図、配置図、平面図）

※図面は、後日お返しします。

開発行為を行うとき　☎25－3369

建物を建てる等の目的で次のような土地の造成や道路の新設等を行う場合は、開発行為の許可が必要です。

○市街化区域：1,000平方メートル以上
○市街化調整区域：全ての開発行為
○非線引都市計画区域：3,000平方メートル以上
○都市計画区域外：10,000平方メートル以上

土地を造成するとき　☎25－3369

宅地造成工事規制区域内で、宅地（住宅地、露天資材置場、駐車場等）として利用するために次のような土地の造成を行う場合は、許可が必要です。

①切土（土地を削ること）により2mを超える崖ができる場合
②盛土により1mを超える崖ができる場合
③切土と盛土により2mを超える崖ができる場合
④30cmを超える切土・盛土を500平方メートルを超えて行う場合

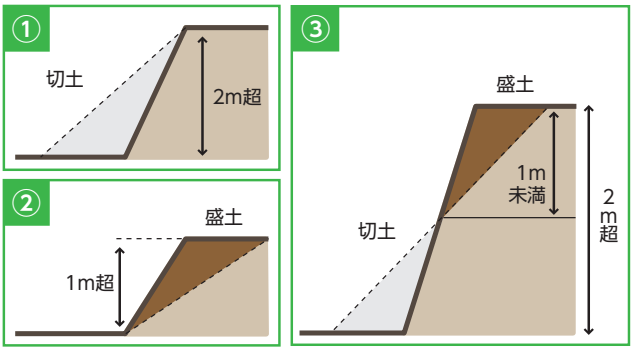

市街化調整区域に建物を建てるとき　☎25－3369

市街化調整区域には、原則、建物を建てることはできませんが、農業従事者の住宅を建てる場合など例外として建築可能になることがあります。

都市計画道路、用途地域等について　☎25－3367

建築や土地の売買等で、都市計画情報が必要な場合は、都市計画課または「呉地理情報マップ」ホームページでご確認ください。

● 建築

建築指導課（市役所7階）　☎25－3515

建物を建てる時

①建築確認申請

計画された建物が建築基準法等に適合しているか、呉市や民間確認検査機関の確認検査員が審査し、適合していれば「確認済証」が交付され、その後工事が始まります。

②完了検査申請

工事完了後、呉市や民間確認検査機関の確認検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」が交付され、その後その建物を使用することができます。

※場所や構造、規模等により確認申請等が不要の場合があります。建物以外の工作物（看板、煙突等）も申請が必要な場合があります。

木造住宅耐震診断

次の全てに該当する住宅の耐震診断を行っています。

①木造の戸建て・長屋・共同住宅で、併用住宅（住宅部分が過半のもの）や賃貸住宅を含む。
②昭和56年5月31日以前に建築されたもの
③在来工法で建築されたもの
④2階建て以下のもの

予定戸数　未定（申込多数の場合は抽選）

▼ 広告 ▼

自己負担金　必要（金額は未定）
申込方法　「市政だより」6月号で募集案内します。

耐震セミナー

住宅の耐震対策の重要性を認識していただくため、建築物防災週間の期間内（8月下旬～9月上旬）に耐震セミナーを開催しています。

危険建物除却補助

対象建物　①住宅の不良度判定基準及び周辺への危険度判定により認定された建物
②戸建て住宅、長屋、共同住宅、併用住宅（居住部分が過半のもの）
③呉市内に存する空き家

補助額　補助対象工事に要する経費の30%、かつ、最大30万円
解体後の条件　①浸水防止措置、かつ、排水措置（がけ上の場合）
②土砂の流水防止措置（上記以外）

● 市営住宅

指定管理者「㈱くれせん」　☎32－2488

募集の方法

市営住宅の募集（申込み）は、次の2種類があります。

1　抽選対象住宅（定期的に公募して、抽選で入居決定）
・抽選対象住宅の定期募集は、年2回行います。
（時期）7月、1月
・募集期間・内容は、募集月の市政だよりに掲載します。
・募集期間中に、詳しい募集内容を記載した「市営住宅入居者募集案内」を配付するとともに、呉市ホームページにも掲載します。
（配付場所）㈱くれせん及び住宅課・各市民センター窓口

2　随時対象住宅（空き住宅が出れば、申込順で入居決定）
・募集は、年間を通じて随時受付けしています。
・①抽選対象住宅と②随時対象住宅は、団地により区分けされています。
・抽選対象住宅と随時対象住宅は、重複して申し込むことはできません。

入居申込資格

1　一般世帯の申込資格

市営住宅に申し込まれる人は、次の①～⑥の全ての条件を満たしていることが必要です。

①現在、住宅に困っていること。
現在公的住宅（市町村県営住宅）の入居名義人や住宅を持っている人は、申込みできません。
②現に同居または同居しようとする親族がいること。事実上婚姻関係と同様の事情にある人及び申込日から3カ月以内に婚姻予定の人は、申し込むことができます。
③世帯全員の収入合計が、収入基準内であること。（計算方法や基準額は、お問い合わせください。）
④申込者及び同居する人が、市町村民税や市営住宅家賃を滞納していないこと。
⑤申込者及び同居する人が、暴力団員でないこと。
⑥申込者が、成人であること。（未成年者でも、既に婚姻されている人は申込みできます。）

2　単身世帯の申込資格

単身で申し込む場合には、単身での日常生活に支障がない人で、「1　一般世帯の申込資格」の①③④⑤⑥の項目に該当し、さらに、次のいずれかに当てはまることが必要です。（ただし、単身申込み可能な市営住宅は限られます。）
・昭和31年4月1日以前に生まれた人
・身体障害者手帳の交付を受けた人（障がいの程度が1級～4級）
・戦傷病者手帳の交付を受けた人
（特別項症から第6項症までまたは第1款症の人）
・原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人
・生活保護を受けている人
・ハンセン病療養所入所者等
・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
・療育手帳の交付を受けた人
・DV被害にあわれた人（一時保護、保護命令等の要件あり。）

申込み（入居資格仮審査）に必要な書類

①呉市営住宅申込整理票
②抽選番号・抽選結果通知用はがき（切手必要。抽選対象住宅のみ）

申込書類の提出先

指定管理者「㈱くれせん」
〒737－0051　呉市中央3－2－5　勤住ビル2階
※詳しくは、各窓口に置いてある「市営住宅申込みのしおり」または呉市ホームページをご覧ください。

● 住宅情報

定住相談、空き家・空き地情報の紹介

住宅課（定住サポートセンター）　☎25－3394

市外・県外から、呉市への定住を希望される人の相談窓口です。呉市内の住宅情報を「呉市空き家バンク」ホームページで公開しています。また、呉市島しょ部において利活用できる空き家・空き地の所有者で、賃貸・売却を考えている人からのご相談もお受けします。

空き家バンクホームページ
http://www.city.kure.lg.jp/~teizyu/

● 駐車場・駐輪場

市営駐車場　**都市計画課（市役所7階）　☎25－3366**

○ **堺川駐車場**　（☎22－5446）　地図❶
○ **蔵本駐車場**　（☎23－2674）　地図❷
○ **呉駅西駐車場**　（☎23－9140）　地図❸
○ **本通駐車場**　（☎25－3775）　地図❹
○ **阿賀駅前駐車場**　（☎72－4672）

市営駐車場　※前ページに地図あり

場所	❶堺川	❷蔵本	❸呉駅西	❹本通	阿賀駅前
収容台数	143台	355台	481台	124台	101台
供用日	1月2日～12月31日				
供用時間	7:30～24:00	7:00～24:00	6:30～25:00	7:30～24:00	7:30～24:00
駐車料金	7:30～24:00 30分／100円	7:00～24:00 30分／100円	6:30～25:00 30分／100円 最大料金(1,500円)	7:30～24:00 30分／100円	7:30～24:00 30分／80円
	24:00～8:30　1,000円		25:00～6:30 500円	24:00～8:30 1,000円	24:00～8:30 500円
回数券	100円券12枚綴　1,000円				80円券12枚綴 800円
	1,000枚以上購入の場合は、さらに割引があります。				
定期券		全日定期料金　16,000円／月 平日定期料金　14,000円／月 1週間定期料金　6,000円			全日定期料金 8,000円／月 1週間定期料金 3,000円／月

※回数券・定期券は各駐車場で販売しております。

市営駐輪場　　**都市計画課　☎25－3366**

○ **呉駅西自転車等駐車場　☎22－0605**　　○ **広駅前自転車等駐車場　☎73－0573**

○ **安登駅自転車等駐車場**

市営自転車等駐車場

場所	呉駅西	広駅前	安登駅
収容台数	自転車　710台 バイク　690台	自転車　1,214台 バイク　186台	自転車・バイク　合計480台
供用日	1月2日～12月31日		1月4日～12月28日
供用時間	5:00～25:00	4:50～25:10	8:00～22:00
駐車料金	1日1回につき100円(自転車) 1日1回につき200円(原付等)		
定期券	自転車　1,500円／月 原付等　2,000円／月	【1階・2階】 自転車　1,500円／月 原付等　2,000円／月 【屋上：自転車のみ】 自転車　800円／月	自転車　1,000円／月 原付等　2,000円／月

※定期券については各自転車等駐車場で販売しております。

自転車等放置規制区域　**土木課(市役所6階)　☎25－3379**

呉駅、広駅、安芸川尻駅、安浦駅、安登駅、音戸大橋下周辺は自転車等放置規制区域です。この区域に放置されている自転車・バイク等は撤去します。必ず駐輪場に入れましょう。

JR呉駅周辺の放置規制区域

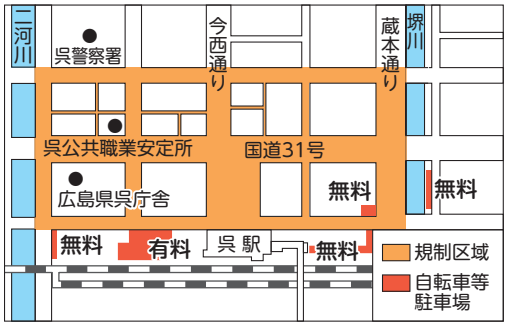

JR広駅周辺の放置規制区域

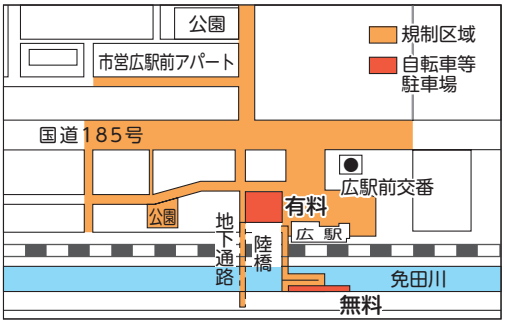

水道

上下水道局（西中央3－1－5）
料金コールセンター　☎26－1622
FAX25－8156

● 水道の使用開始・中止

新しく水道を使うとき

水道が利用できる状態でも使用開始の手続きが必要です。次のいずれかの方法で手続きを行ってください。

①窓口（料金コールセンター）
②電話（26－1622）
③「給水開始申込書」に必要事項を記入し、郵送またはファクス（25－8156）
④上下水道局ホームページ
（水が出ない場合は、上下水道局（26－1622）に連絡してください。）

料金のお支払い方法は口座制と納付制があります。

口座制　「お客様番号」の確認できるもの・預金通帳・届出印をご持参の上、金融機関で手続きをしていただくか、上下水道局または各市民センターに備え付けの「水道料金等口座振替依頼書」にご記入の上、郵送してください。

納付制　「納入通知書」を検針の翌月初旬に発行します。金融機関またはコンビニエンスストアでお支払いください。

水道の使用をやめるとき

一週間くらい前に次のいずれかの方法で手続を行ってください。係員がお伺いして、使用水量の検針と水道料金等の精算を行います。

①窓口（料金コールセンター）
②電話（26－1622）
③「給水中止届出書」に必要事項を記入し、郵送またはファクス（25－8156）
④上下水道局ホームページ

水道使用者またはメータを共用しているアパートで世帯数が変わるときにもご連絡ください。

※申込書などは上下水道局ホームページからダウンロードできます。
※いずれの場合も「水道使用水量等のお知らせ票」等に記載されている「お客様番号」をお知らせください。

○上下水道局ホームページ
http://www.water－kure.jp/

● 水道料金など

水道料金

メータの口径に応じた使用量で算定します。上下水道局ホームページに掲載の料金表を確認してください。

分担金

新規に水道を使用する方には、いままでの水道施設の建設費の一部を使用メータの口径に応じて、一度限り分担金として負担していただきます（金額はHP参照）。

● 水道の維持管理

道路（公道）下を通っている配水管は、上下水道局の財産です。配水管から分かれて、各家庭に水を配る給水管、止水栓、メータボックス、じゃ口などを給水装置と呼び、水道メータを除いたすべてがお客様（所有者）の財産です。

水道メータを除いた給水装置は、お客様（所有者）が維持管理しなければいけませんが、次の漏水が発生した場合は上下水道局が修理します。

①道路（公道）下に設置してある給水装置の漏水
②第1止水栓が宅地内に設置してある場合は、その止水栓までの漏水（第1止水栓が、道路（公道）部分に設置してある場合は①になります）。

※給水装置の漏水修理は、じゃ口のパッキン交換など軽微なものを除いて、資格のある者でなければ修理を行うことができませんので、呉市指定給水装置工事事業者へお問い合わせください。

水道が故障した時（凍結による水道管の破裂や老朽管の漏水など）

給水装置（宅地内）の漏水の場合

①メータボックスの中またはその近くにある第2止水栓をしめる。
②第2止水栓がない場合や止水栓がわからない場合は、破裂部分を布などでおおい、針金できつくしばるなど、応急処置をする。
③呉市指定給水装置工事事業者へ修理申込みをしてください。

公道部分の水道管の漏水の場合または第1止水栓の漏水の場合

P81のお問い合わせを参考に上下水道局へご連絡ください。

▼ 広告 ▼

ビル、マンション等に設置している貯水槽の管理

貯水槽水道(受水槽、高置水槽等)の管理責任は設置者にあります。なお、管理基準は、次のとおり定められています。

①貯水槽の清掃　水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行う。
②貯水槽の点検　水槽にひび割れがないか、汚染されていないかなど定期的に点検を行う。
③水質検査の実施　各家庭のじゃ口から出る水の水質の検査を定期的に行い、安全を確認する。
④利用者への周知　供給する水が、健康を害するおそれがあれば、直ちに給水を停止し、危険を周知する。

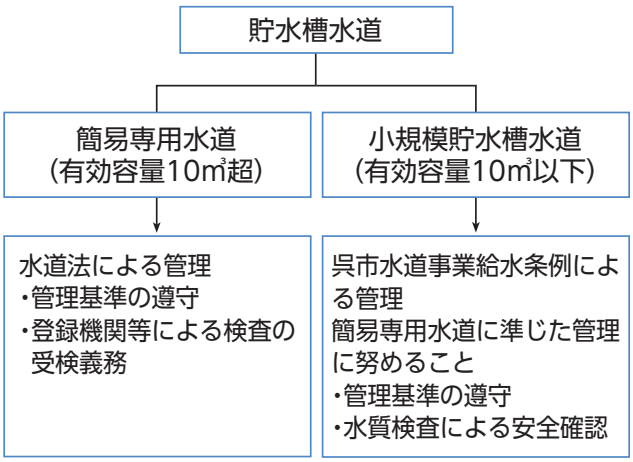

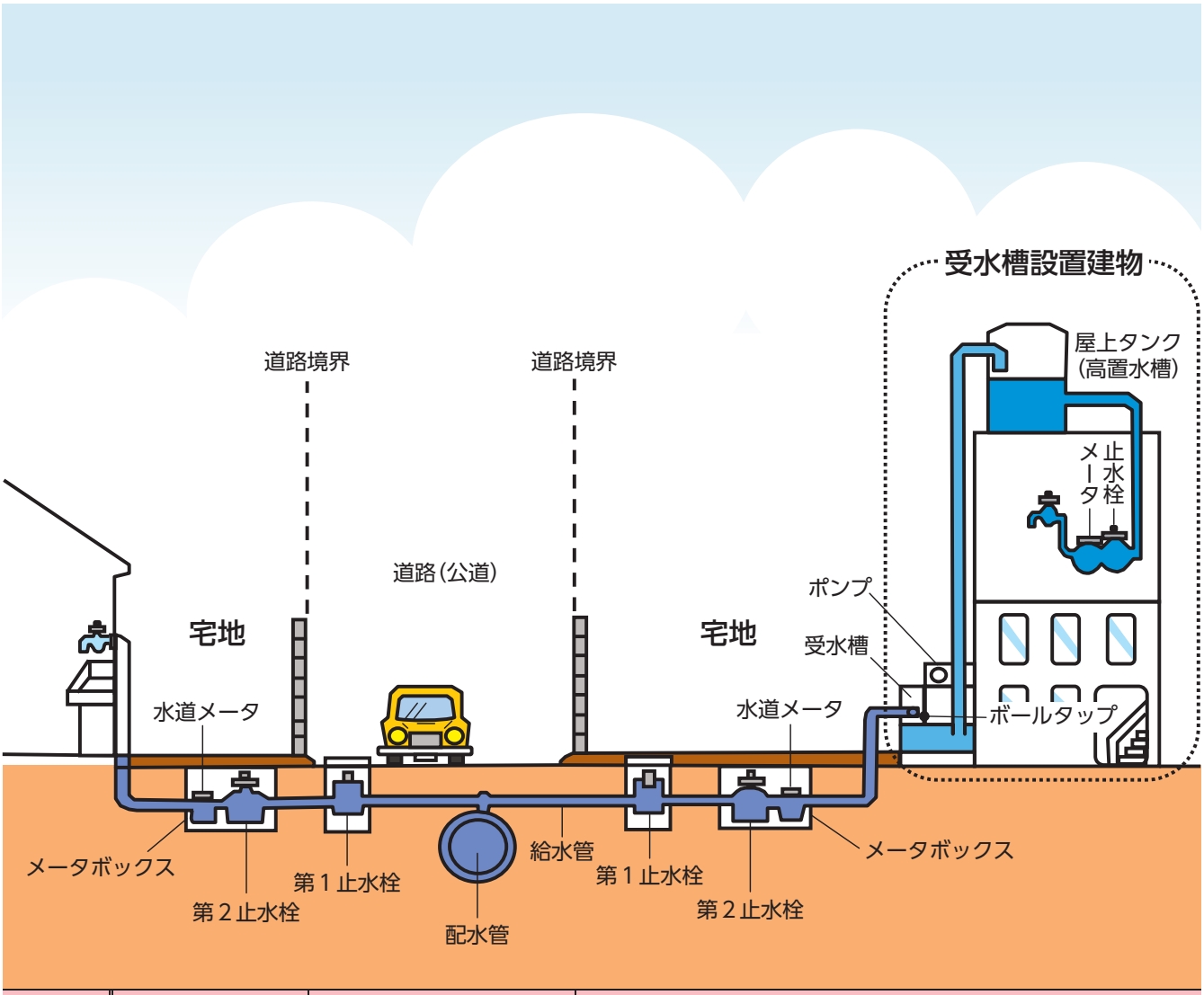

区　分	宅地部分	道路(公道)部分		宅地部分
財　産	お客様 (所有者。ただし,水道メータを除く。)	上下水道局		お客様(所有者。ただし,水道メータを除く。)
漏水修理	お客様 (所有者,使用者等)	上下水道局		お客様(所有者,使用者等)
水質管理	上下水道局			※受水槽設置者(水が受水槽に入るまでは,上下水道局が管理します。)

● お問い合わせ

○どこに問い合わせたらよいか分からないとき
料金コールセンター　☎26－4040

○水道使用「開始」・「中止」等の手続き、メータ検針、料金に関すること
料金コールセンター　☎26－1622

○公道上の漏水・水が濁っている・水の出が悪いとき
配水課　☎26－1637

○水質に関すること
水質試験所　☎26－7702

○井戸水・貯水槽の水質検査に関すること
保健所生活衛生課　☎25－3538
東保健センター　☎71－9176

○貯水槽に関すること
お客様サービスセンター　☎26－1640

○貯水槽の清掃に関すること
保健所生活衛生課　☎25－3538

○夜間・休日のお問い合わせ
夜間・休日緊急センター　☎26－1600

宅地内での漏水修理等は呉市指定給水装置工事事業者へ

上下水道局ホームページの名簿をご覧ください。
http://www.water－kure.jp/customer/gyosha/

下水道

上下水道局（西中央3－1－5）
料金コールセンター　☎26－1622

● 下水道の接続・使用開始

下水道の接続義務・接続工事

下水道が使用できる区域では、トイレの水洗化工事を3年以内に行うよう義務づけられています。

接続工事は、市の指定工事店でなければできません。あらかじめ見積もりを取りご確認ください。

工事は5日くらいで、トイレが使えないのは1日程度です。

水洗便所等改造資金利子補給制度

既存の住宅で水洗化工事を行う場合に、金融機関から無利子で融資を受けることができます。

呉市の定める利子補給の基準及び金融機関の定める融資の基準に適合することが条件です。

工事とあわせて、呉市指定工事店へ申し込んでください。

○水洗トイレへの改造工事　最高60万円
（ただし、水洗便所が2個以上ある場合は最高90万円）

○浄化槽の廃止工事　最高35万円

○排水ポンプの設置工事　最高30万円

○返済方法　5年以内の毎月元金均等返済

○取扱い金融機関
広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、呉農業協同組合、芸南農業協同組合、広島ゆたか農業協同組合

下水道の使用開始・廃止

下水道に汚水を流し始めた時から使用料をいただきます。使用開始の届出をしてください。使用料は、水道料金と一緒に納めていただきます。

井戸の使用人数の変更や下水道だけ休止・廃止する場合には、事前に届出が必要です。

● 下水道使用料

水道を使用している人は、水道水の使用水量を下水道の排除汚水量と同じとみなし、井戸を使用している人は、人数や用途により上下水道局で汚水量を認定し、使用料を算定します。

受益者負担金・分担金

下水道施設の受益者（下水道が使えるようになった区域に土地を持っている人や、長期で土地を借りている人など）に、下水道建設費の一部を一度限り負担していただきます。

○負担金額　1平方メートルにつき110円

○納付方法　一括または分割の納入通知書
（納期は、11月1日～11月末日です。）

下水道を大切に使ってください

台所のごみ・残飯・食用油・水に溶けないティッシュペーパー・たばこ・ガムや、ガソリンなどの危険物は、下水道が詰まったり爆発する原因になるので流さないでください。

● 集落排水

農業・漁業集落の水環境・生活環境の改善のための汚水の排水施設です。

処理区域内に建物等を所有する人は、早期に接続してください。

該当地区

〈農業集落排水施設〉
下蒲刈町下島・下蒲刈町三之瀬・蒲刈町向・安浦町野路西・豊浜町立花・豊浜町大浜・豊町沖友・豊町久比地区

〈漁業集落排水施設〉
下蒲刈町大地蔵・倉橋町鹿老渡・豊浜町豊島

宅内の排水設備

集落排水処理施設を使用するためには、使用者が排水設備（トイレの水洗化、家周りの排水管など）を設置してください。

排水設備の工事

排水設備の工事は、呉市排水設備指定工事店でなければできません。あらかじめ見積もりを取りご確認ください。下水道と同様に、水洗便所等改造資金利子補給制度が利用できます。

集落排水使用料

計算方法は、下水道使用料と同じです。

集落排水受益者分担金

集落排水処理施設の受益者で、公共ますに排水設備を接続する時に、集落排水事業の建設費の一部を一度限り負担していただきます。金額は、建物ごとに公共ます1個につき16万円です。

● お問い合わせ

下水道の使用料・受益者負担金
集落排水の使用料・受益者分担金
料金コールセンター　☎26－1622

つまったり、壊れたりしたら

・宅地外は　下水管理課　☎25－3843
・宅地内は、呉市の指定工事店や排水管清掃業者へご依頼ください。

● 浄化槽

環境管理課（青山町）　☎25－3551

浄化槽は、生活雑排水やトイレの排水を微生物を利用して浄化後消毒し、放流する設備で管理等に関するルールが決められています。

保守点検

管理者は、保守点検の義務があります。呉市の登録を受けた保守点検業者に委託し、定期的に保守点検を実施してください。

清掃

年1回以上、基準に従って清掃しなければなりません。

法定検査

管理者は、浄化槽の新設後、4～8カ月の間に第1回目の法定検査と、その翌年から毎年1回、公的機関が行う定期検査を受けなければなりません。

〈指定検査機関名〉

・公益社団法人　広島県環境保全センター
（広島市安佐南区大塚西4－2－28）
☎082－849－6411
検査の種類：ガイドライン検査

・公益社団法人　広島県浄化槽維持管理協会
（広島市中区東平塚町3－28）
☎082－546－2168
検査の種類：効率化検査

〈法定検査手数料〉

5,000円～22,000円です。

浄化槽補助金

対象　次の要件をすべて満たす人

（1）公共下水道の予定処理区域外または集落排水処理施設等による処理区域外で、住宅用あるいは共同住宅用に浄化槽を設置する人

（2）市税を完納している人

補助限度額

・個人住宅	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽（二世帯住宅）	548,000円
・共同住宅	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8人槽以上	548,000円

※年間の補助基数には限りがあるので事前にお問い合わせください。

地域下水道（音戸町竹田浜住宅団地・坪井住宅団地）

地域下水道施設の使用開始・廃止届
音戸市民センター　☎52－1111
環境施設課　☎74－9107

環境

環境政策課（市役所5階）　☎25－3302

● ごみ・資源物

ごみの出し方

種類別に分けて、地区ごとに決められた日の朝8:30までに、地域で決められた場所に出してください。

ごみ、資源物の出し方について、詳しくは市役所か各市民センター等で配布する「ごみ出しカレンダー」をご覧ください。

燃えるごみ（週2回収集）

台所のごみ（よく水を切って）、布類、プラスチック類、再生できない紙くず、草・枯葉などは燃えるごみ専用の指定袋に入れて出してください。

●特大45ℓ 45円　●大40ℓ 40円
●特中30ℓ 30円　●中20ℓ 20円
●小10ℓ 10円
※料金は1枚分。10枚1組で販売。

燃えないごみ（週1回程度収集）

金属類やガラス・陶器類、灰類などは燃えないごみ専用の指定袋に入れて出してください。

●大30ℓ 30円　●中20ℓ 20円
●小10ℓ 10円
※料金は1枚分。10枚1組で販売。

粗大ごみ（月1回収集）

机・ベッド・自転車など（指定袋〔大〕に入れて袋を閉じることができないもの）。一番長い辺が2m未満のものは粗大ごみの処理券1枚（300円）、2m以上のものは2枚（600円）貼って出してください。

▼ 広告 ▼

マスコットキャラクター「クリンピー」

呉市指定 ごみ袋・シール 取扱店

このマークの指定店で販売しています。

資源物・有害危険ごみ

～適切に分別してごみを減らしましょう～

資源物や有害危険ごみを入れるためのコンテナや網袋は収集日の前日に資源物ステーションに配置します。

資源物（月2回程度）

飲料用、食用品の空きびんなど（3分別）

無色透明　茶色のびん　その他の色

白色のコンテナ　茶色のコンテナ　水色のコンテナ

※乳白色のびん・鏡・板ガラス・ガラスコップ・電球・陶磁器・耐熱ガラスなど→燃えないごみ

缶類（飲料用、食用品の空き缶）
ペットボトル（飲料用、調味料）

- 網袋に入れてください。
- ペンキの缶、さびた缶→燃えないごみ
- ペットボトルのフタとラベル→燃えるごみ
- **スプレー缶、カセットボンベ→有害・危険ごみ**

紙類（4分別）

①新聞紙・広告・チラシ
②本・雑誌・包装紙・空き箱・封筒・コピー用紙
③段ボールのみ
④紙パック　水洗いし、乾燥させ、切り開く。

- それぞれ種類ごとに、ひもで十文字にしばって（厚さ20cm以内）ください。
- 収集日が雨のときは、できるだけ次回の収集日に出してください。
- アルミ箔のついた紙パック・感熱紙・カーボン紙・油紙・写真・ビニール加工紙など→燃えるごみ

有害・危険ごみ（月1回）

乾電池・蛍光管・水銀体温計・スプレー缶・小型カセットボンベ・使い捨てライターの6種類。

赤のコンテナ

- いずれも赤いコンテナに入れてください。
- ボタン・リチウム・ニカド電池は、対象外です。販売店で引き取ってもらってください。
- スプレー缶やカセットボンベは、必ず使い切って出してください。
- 電球→燃えないごみ

衣類品等（拠点回収）

古着、古布、シーツ、タオル等。

- 市民センター等の回収ボックスに入れてください。
- 汚れたもの、濡れたもの、布団、カーテン、どてら、ビニール・ゴム製品等は回収できません。

白色トレイ（拠点回収）

食品用の白色発泡スチロールトレイ（つまようじが簡単に刺さります）のみ。

- 水洗いし、乾かして市民センターや協力店の回収ボックスに入れてください。
- セロハンテープ、ラップ、ホッチキスなどの異物は取り除いてください。
- カップ麺、納豆などの容器、色つきやつや出し加工されたものは回収できません。

小型家電等（拠点回収）

- 各家庭で使用済みの小型電子機器等を無料回収しています。
- 本庁舎と各市民センターへ設置
- 投入口　40cm×20cmに入るもの
- パソコン・携帯電話・ビデオデッキ・コード類など

市で収集しないごみ

事業ごみ　事業活動にともなって出るごみ

多量ごみ　引っ越しや庭木のせん定、大掃除などで一時的に出る多量なごみ

収集車に積み込みできないごみ

ブロック・岩、瓦、畳、金庫など

市で処理できないごみ

●購入店で引き取ってもらうか、販売店等に相談してください。

●バイク（エンジンのある農機具等）

●タイヤ
●チェーン
●ホイール
●自動車部品

●ガスボンベ

●金庫

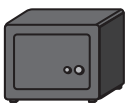

●バッテリー

●消火器

●家庭系医療廃棄物　●ボウリングのボール　●ペンキ類　●薬品・農薬等劇薬類など

●市の許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理を依頼してください。（有料です）
連絡先については、呉市のホームページをご覧いただくか、環境政策課（☎25ー3303）にお問い合わせください。

●廃油

●電動ベット　●電動車いす　●電動マッサージチェア　●トレーニングマシン　●電気温水器　●ドラム缶など

家電リサイクル法によるもの

テレビ(液晶式・プラズマ式を含む)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。

※販売店に相談してください。

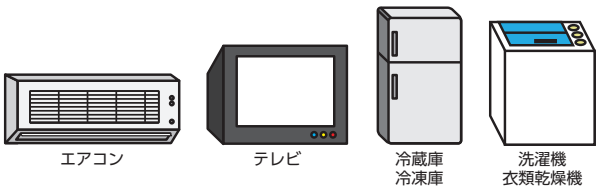

パソコンリサイクルにより収集しないもの

本庁舎と各市民センターに設置している専用回収ボックス(投入口:40cm×20cm)に入らないものは、販売店やメーカーに相談してください。

指定ごみ袋支援制度　環境政策課　☎25−3303

ごみ処理手数料の減免

対象

①生活扶助受給世帯

②児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯

③紙おむつ購入助成券の交付を受けている高齢者・障害者、もしくはその人を扶養する世帯

④2歳未満の乳幼児を扶養するため紙おむつを常用する市民税非課税の世帯

申請方法

環境政策課か各支所の窓口で申請書を提出してください。

※受給証書、受給証明書、受給事実が確認できるものが必要です。

● 住宅用太陽光発電システム設置への補助

環境政策課　☎25−3301

市内で自ら住む住宅(継続的に居住する借家なども含む)にシステムを設置する人、システムが設置された市内の建売住宅を購入する人が対象です。

対象システム

①発電の多いときは電気を売り、少ないときは電気を買うタイプのもので、太陽電池の最大出力が10kW未満のもの。

②住宅の屋根等への配慮に適した構造であることなど。

補助金交付額

太陽光発電システム1件当たり50,000円。

※受付数は年度ごとに限りがあるので、事前にお問い合わせください。この補助を既に受けられた人は、再度の申請はできません。

● お問い合わせ

指定ごみ袋のこと	環境政策課	☎25−3303
ごみの収集のこと	環境業務課	☎74−9100
ごみ処理施設のこと	環境施設課	☎74−9107
公害(騒音・悪臭など)		

環境管理課(青山町)☎25−3551

● 斎場

環境政策課(市役所5階)　☎25−3298

使用料

呉市斎場使用許可申請時にお支払いください。

施設名称	区分	使用料	
		市内居住者	市外居住者
呉市斎場 ☎33−2365 呉市東部火葬場 蒲刈火葬場	大人	18,000円	60,000円
	子ども(12歳未満)	14,400円	48,000円
	動物(ペット)(呉市斎場のみ:お骨は持ち帰れません)	5,400円	18,000円
下蒲刈火葬場 極楽苑 豊火葬場	大人	15,000円	45,000円
	子ども(12歳未満)	12,000円	36,000円

利用方法

市役所または各支所で「呉市斎場使用許可申請書」に必要事項を記入し、申請してください。

死亡届(死産届)等の手続きの際に受けられた「死体火葬許可証」を提示してください。

呉市斎場の場合はご利用の前に予約が必要です。

お願い

○市営斎場等では、心づけなどの金品は一切お受けしていません。

○棺の中に、思い出の品やドライアイス、食品、アルコール類などの副葬品は入れないようご協力ください。

○心臓ペースメーカーを使用されていた場合は、爆発のおそれがあるので、使用許可申請時にお知らせください。

商業・工業

商工振興課（つばき会館2階）　☎25－3815

● 中小企業融資制度

主な制度名		対象者	融資条件			年利（%）
			使途	限度額	期間	
小規模事業資金		従業員20人以下（商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業は20人）以下）	運転・設備	800万円	5年以内	1.6
経営安定資金	短期	中小企業者	運転	1,000万円	1年以内	1.8
	長期			2,000万円	7年以内	2.0
	季節資金			500万円	6カ月以内	1.8
	連鎖倒産防止			1,000万円	7年以内	1.4
	災害復旧		運転・設備	1,000万円	7年以内	1.3
	景気対策特別		運転	2,000万円	7年以内	1.2
設備近代化資金		中小企業者または組合	設備	3,000万円 組合5,000万円	10年以内	2.0
職場環境改善資金		中小企業者または組合	運転（ワークライフバランスのみ）	1,000万円	7年以内	1.6
			設備	5,000万円	10年以内	
創業支援資金		創業者、創業後5年未満の中小企業者	運転	1,500万円	5年以内	※1.4
			設備		7年以内	
借換支援資金		市融資制度の借入金の残高がある中小企業者	返済資金及び運転資金	5,000万円	10年以内	1.4

※呉市インキュベーション施設の入居者は1.3%　（平成26年4月1日現在）

申込：取扱金融機関へ直接お申し込みください。

● 公益財団法人くれ産業振興センター

阿賀南2－10－1　☎76－3766
メール　kuressc@kure-city.jp

総合相談事業

コーディネーターが企業のさまざまな相談に対応します。大学・研究機関などの研究者の紹介やセミナー等を開催します。

産学官連携の強化

地域企業と大学等を橋渡しします。また、大学等の高等教育機関や公設試験研究機関のシーズや研究成果をテーマとした講座の開催や研究・技術開発の支援を行います。

創業・経営革新の促進

インキュベーション施設「呉サポート・コア」、「呉チャレンジ・コア」、「呉ジャンプ・コア」へ入居した企業や個人に対して、技術、経営相談の実施や異業種交流の促進、販路拡大の支援を行います。

情報化の促進

ITセミナー、研修会の開催、ホームページで地域企業の紹介や各種情報提供を行います。

http://kuressc.or.jp/

メール・FAX直送便

中小企業の支援施策・セミナー・イベントなど、主に製造業に関する最新情報を無料配信します。配信は月に2・3回程度。会費無料。要申込。

対象／呉地域の企業、創業を予定している個人

● 一般財団法人くれ勤労者福祉サービスセンター

中通1－2－31ふれあい会館内
☎25－3691　FAX25－3687

くれ勤労者福祉サービスセンターは、市内の中小企業で働く方々に対して、個々の企業では実施することが難しい福利厚生事業を共同化し、総合的に行うために、呉市のバックアップにより設立された団体です。

入会できる方

呉市内に事業所を有する中小企業の従業員及び事業主（原則として事業所単位での加入をお願いします。）

市内に住所を有し、市外の中小企業事業所に勤務する勤労者

会費

会員1人につき月額1,000円（入会金1人500円）

＊事業所が負担する入会金、会費は必要経費（損金）の対象となります。

主なサポート内容

イベント

わずかな負担でレクリエーション事業に参加できます。（ビアパーティー，年忘れパーティー，ボウリング大会など）

給付金

各種慶弔給付金が受けられます。（永年勤続報奨金，結婚祝金，出産祝金，還暦祝金，入学祝金など）

健康・スポーツ

各種助成制度があります。（健康診断受診助成，インフルエンザ予防接種助成，スポーツ施設割引利用など）

各種チケット割引販売
コンサートやプロ野球，Ｊリーグ，美術館など

レジャー
年１回3,000円の宿泊旅行助成が受けられます。また、全国各地の宿泊施設を割引利用できるほか、パック旅行やテーマパークの入園料割引が受けられます。

趣味・カルチャー
カルチャー教室の受講料助成が受けられるほか、会員を対象とした文化教室を開講しています。

これらの他にも様々な事業を実施しています。
詳しくは、http://www.h2.dion.ne.jp/~kurekinn/index.htmlをご覧ください。

● 公益社団法人呉市シルバー人材センター

伏原1－4－25　☎21－6611　FAX23－8606

健康で働く意欲のある高齢者に臨時的かつ短期的な就業の機会を提供し、活力ある地域社会づくりに寄与しています。

職種／事務整理（宛名、賞状書き、パソコン指導等）、技能（大工、左官、障子、襖張り、植木剪定等）、軽作業（除草、清掃等）、サービス（家事手伝い、育児支援等）、施設管理など

● 雇用・労働に関する相談窓口

職業紹介
月・水・金曜日　8:30～17:15
火・木曜日　8:30～19:00
第2・第4土曜日（祝日を除く）　10:00～17:00
呉公共職業安定所（西中央1－5－2）　☎25－8609

雇用保険
月～金曜日（祝日を除く）　8:30～17:15
呉公共職業安定所（西中央1－5－2）　☎25－8609

仕事に関する相談、職業適性など
水・金曜日（祝日を除く）　13:00～18:00
呉しごと相談館（ビュー・ポートくれ2階）　☎25－3308
火曜日（祝日を除く）　13:00～17:00
若者交流館呉相談コーナー（広島県呉庁舎第2庁舎5階）
☎082－511－2029（若者交流館）

労働条件の相談
賃金、労働時間、安全衛生、災害補償など
月～金曜日（祝日を除く）　8:30～17:15
呉労働基準監督署（中央3－9－15）　☎22－0005

農林業

農林振興課（つばき会館2階）　☎25－3318

● 農業振興事業

農業の担い手育成
農業を営むために必要な知識や技術の習得セミナーの開催などを行っています。

農業振興資金貸付
農業経営の増強や安定のため、必要な資金を低利で融資します。

- **農業経営総合資金（設備資金）**
  限度額400万円　期間5年
- **農地等災害復旧資金**
  限度額800万円　期間8年

呉農業協同組合・芸南農業協同組合・広島ゆたか農業協同組合の各本支店へ。

産地育成推進
地産地消を推進するため、農業体験等を行っています。

● 林業振興事業

松くい虫の防除
松林の景観の維持や森林の機能を保持し、山崩れや風水害を防ぐため、松くい虫の防除を行っています。

「どんぐり塾」
森林ボランティアの育成と緑化活動を推進するため、森づくりの体験などを実施しています（5月～11月。年4回予定）。

● イノシシ・カラスの被害

イノシシ
イノシシの被害は、農作物をはじめ、農地を浸食し土砂災害の危険性を高めたり、住宅地付近に現れて危険なため、地域による取り組みが必要です。

寄せ付けないために
・収穫しない果樹や野菜などエサとなるものや生ごみを放置しない。
・畑の周辺のやぶなどを手入れして、隠れ場所をなくす。
・声や音を出して人間の存在を知らせる。

イノシシに出会ったら
・攻撃したり威嚇せず、静かにその場を離れる。
・犬の散歩中は、犬などを遠ざける。
・子イノシシには近づかない。

呉市の対策
・**防護対策**　金網さくや電気さくなどの設置に対し資材費の1／3以内（上限6万円）の補助を行っています。
・**捕獲対策**　箱わなの貸出や「有害鳥獣捕獲班」を編成していますのでご相談ください。

捕獲にあたっては狩猟免許や捕獲許可等が必要で、勝手に捕獲した場合は、法律により罰せられます。

カラス
カラスも直ちに駆除することはできません。また、人家近くでは銃器の使用ができないため駆除は困難です。エサとなる生ごみやくず野菜などの管理を徹底しましょう。

● 野生の動物・鳥を保護した場合

許可なく野生の動物や鳥を捕獲したり保護することはできません。在来種（地域に昔から生息していた動物、鳥）で元気な場合はそのまま自然に放してください。傷ついている場合は、それが貴重な野鳥であるなど、保護について理由があると認められるものについては、農林振興課へ連絡してください。外来種の場合は、ペットとして飼われていたものと考えられますので、「拾得物」として最寄りの警察に届け出てください。

また、ひなは拾わないでください。

● ひろしまの森づくり事業

広島県では、県民の財産である森林を健全な森林として維持・管理し次世代に引き継ぐため、平成19年4月から「ひろしまの森づくり県民税」を導入し「ひろしまの森づくり事業」を展開しています。

・人工林・天然林の間伐・除伐
・松くい虫枯損木処理
・県産材木製品普及促進
・森林・林業体験活動支援